

『念仏鏡』引用の「法王本記」

加藤弘孝

はじめに

『念仏鏡』は道鏡（生没年不詳）、善道（生没年不詳）が師筋に当たたる大行（生没年不詳）を宣揚する意図で撰述した浄土教典籍である。道鏡、善道の活動年代は不明であるが、大行の活動年代などから、『念仏鏡』には開元年間（七二二—七四一）を基軸とする時代性が具わっていることが明らかになりつつある。^{〔1〕}『念仏鏡』には「法王本記」という典籍に依拠する仏滅年代論への言及があり、これを開元年間という年代と併せて考察することにより、撰述年代を絞り込むことが可能となるのである。以上のような観点のもと、本稿では「法王本記」の実態を考察していく。

一 「法王本記」の典拠

「法王本記」に関しては仏滅年代論の研究のなかで本格的に取り上げられることがなかった。『念仏鏡』中の引用を挙げる

印度學佛敎學研究第六十四卷第一号 平成二十七年十二月

と、まず『念仏鏡』末（第二「念仏対弥勒門」）には、

准法王本記、釈迦涅槃已来、始有一千七百余年、全未擬来、不可候待。（大正四七・一二八上）

と「法王本記」によつて、釈迦が涅槃に入つてから「一千七百余年」が過ぎたとある。

次に『念仏鏡』末（第三「念仏対坐禅門」）では、

又准像法决疑经説、坐禅不是末法時。何以故。彼经云、仏滅度後、正法五百年、持戒堅固、像法一千年、禪定堅固、末法一万年、念仏得堅固。准法王本記、入末法来二百余年、是念仏時、不是坐禅時。所以大行和上在日、數箇禪師門徒、從和上教授、廻心念仏者多。（大正四七・一二八下）

『像法决疑經』に基づき、正法五百年、像法一千年、末法一万年説を採用している。そして「法王本記」によつて、末法に入つて「二百余年」であることが記される。

なお『念仏鏡』末（第五「念仏対戒律門」）には、

『念仏鏡』引用の「法王本記」(加藤)

准像法決疑經説、本師滅度、正法五百年、持戒得堅固、像法一千年、坐禪得堅固、末法一万年、念仏得堅固。自從仏入涅槃已來、准釈迦碑文、已有一千七百年、入末法來二百年、故知是念仏時、不是持戒時。(大正四七・二二九中)

『像法決疑經』および「釈迦碑文」に従って入滅後「一千七百年」、末法「二百年」とする。

「法王本記」には、仏滅後「一千七百年」や末法「二百年」という年代を導き出せる記述があつたようである。また「釈迦碑文」にも同様の記述があり、碑文形態の類似資料だったとも考えられる。

『念仏鏡』以外で引用されるものは見受けられないが、書名を挙げる複数の文献が存在する。その初出は法琳(五七二—六四〇)が武徳九年(六二六)以降、貞観九年(六三五)頃までに著した『弁正論』である。本書では隋の姚長謙(生没年不詳)の釈迦生没年代説が、『周書異記』、『漢法本内伝』、「法王本記」や呉の闕沢(一二四三)、魏の曇謨最(生没年不詳)などの諸説と大差ないとする。「法王本記」は、昭王二十四年甲寅を生誕年代とし、穆王五十三年壬申を入滅年代とする昭穆間在世説を採る史書だつたことが窺えるが、著者などに関する情報は見出せない。ついで彦棕(生没年不詳)の『唐護法沙門法琳別伝』(六四〇—六四九)には、『周穆天子伝』、『周書異記』、『前漢劉向列仙伝序』、『漢法本内伝』、『呉尚書令闕沢等衆書』

などの書名と並んで出ている。なお「法王本記」を後漢の傅毅(四七—九二)のものとする記載があるが、内容に関して具體的な言及はなく、彦棕がどの程度まで追跡調査していたかも不明。また道世(生没年不詳)の『法苑珠林』(六六八)にも、『唐護法沙門法琳別伝』と同様の記述がある。

時代が下つて貞元年間(七八五—八〇四)には、円照(生没年不詳)によつて『再修釈迦牟尼仏法王本記』一卷の入蔵が上表されている。「再修」とあることから、それ以前に原形が存在したことは確実である。

二 智昇と『法王本記東流伝録』

現時点で「法王本記」の本文は確認されていないのであるが、智昇(生没年不詳)の『続集古今仏道論衡』に関連するテキストの一つである敦煌写本に『法王本記東流伝録』の内題を有するものが存在する。これはペリオ本第三三七六号の整理番号を附されてフランス国立図書館に所蔵される典籍であり、他にも同系統の写本として「仏法東流伝」という内題を持つ類似資料などがある。これらの写本の位置付けについては、『漢法本内伝』と『続集古今仏道論衡』の関連を論じた吉岡義豊、大淵忍爾、米田健志らの研究成果がある。⁽²⁾

大淵忍爾と米田健志の先行研究では、『続集古今仏道論衡』は『漢法本内伝』を含む様々な史書によつて構成されている

典籍であることが明らかに成っており、『続集古今仏道論衡』系の諸本が『漢法本内伝』そのものとする吉岡義豊の学説は否定されている。想定した祖本の原初形態に、何れが近いかという差異はあるものの、両者ともに『続集古今仏道論衡』および『法王本記東流伝録』などの敦煌写本を、智昇の手に成る同一系統の典籍と見做している。

先学の主張するごとく敦煌本が『続集古今仏道論衡』の同本と考えるならば話は早い。すなわち『法王本記東流伝録』にも永平十年（六七）を一千二十年後とする仏滅年代や末法年代の言及があるのである。

案世伝記云、正法五百年、像法一千年、末法一万年。経曰、白用一本無像太法有正末法二記。従仏入般涅槃計至後漢明帝永平十年、凡經一千二十年。従漢明帝永平十年、至唐武徳七年甲申歳、五百五十八年。（『敦煌宝蔵』一二八・八七）

この場合、現行本および写本両書の仏滅年代論を照合して『念仏鏡』の成立年を考察していけば良い訳なのだが、いまだ解決すべき幾つかの研究課題が残されている。まず先述したように、「法王本記」の流伝記録が頻出し、智昇以前に「法王本記」という典籍が存在していた可能性が高いということである。次に敦煌写本に、『続集古今仏道論衡』という書名や智昇の撰者名を窺わせる記述は絶無であり、智昇が関与したと断定できる材料は存在しないことである。そして最も考慮す

『念仏鏡』引用の「法王本記」（加藤）

べき点は、第一章で見た「法王本記」の書名を記す『弁正論』や『続集古今仏道論衡』などの典籍群は、昭穆間在世説（昭王甲寅―穆王壬申）という仏滅年代論が法上説を根拠とするものから、『周書異記』説を根拠とするものへ移行していく過程を見る際の重要資料だということである。

米田健志は目録などに『続集古今仏道論衡』の別名は確認できないとするが、³⁾先述したごとく智昇以前に著名な仏道交渉文献に引用されているのだから、これは重要な考察対象と成り得る。すなわち敦煌本に出る武徳七年（六二四）の記述は、法琳が『破邪論』を撰述していた武徳五年（六二二）という抗争が熾烈を極めていた直後の年代であり、「法王本記」の初出である『弁正論』の撰述は、奇しくもこれ以降なのである。道教との論争の最中に、「法王本記」として法琳の周辺で流伝していたという仮定がまずは成り立つのである。

筆者は、以上のような背景から、『法王本記東流伝録』を別本と捉え、仏家に流伝していた本書を、智昇が用いたという見通しを立てているが、これは大淵忍爾の議論とも抵触する。すなわち同氏は「開元釈教録を著作しつつあった智昇が、仏道論衡の続篇を作るに当って、既に存する論衡書をそのまま借りて、それに自己の名を冠するとは考え難いから、鈔本も亦続集古今仏道論衡の一本であったと考えざるを得ない」と⁴⁾述べ、別本の可能性を否定している。しかし『集諸経礼懺儀』

『念仏鏡』引用の「法王本記」(加藤)

などの編集例を思い起こせば、『法王本記東流伝録』などの書名で流伝していたものを智昇が編集した可能性の方が高いのではないか。道宣(五九六—六六七)の『集古今仏道論衡』に代表されるように、「集」という形式は一種の潮流であった。「集」には撰述ではなく、編集の意味合いが色濃く、智昇に既存典籍を載録することへの抵抗は無かったと思われる。『開元釈教録』に入蔵している『続集古今仏道論衡』を含む種々の典籍は、本目録に併せて製作されたと考えられるが、それらの多くが目録作製と連動した編集事業であったこともその傍証となる。

更に編集の動機とも関わる二つの大きな根拠を挙げる。一つ目は『漢法本内伝』は道教教団との軋轢により、智昇自身が『開元釈教録』巻十三で記すように、『唐護法沙門法琳別伝』と共に禁書処分を受けていたという点である。

漢法本内伝五卷(未詳撰者)、沙門法琳伝三卷沙門彦悰撰。

右二部伝明勅禁断不許流行故不編載。(大正五五・六二五中)

前述のように敦煌本には、『漢法本内伝』が全文載録されており、これをそのまま収録、入蔵することは、国法に触れる恐れがあった。そこで古今の仏書を載録する「集」という体裁を強調して敦煌本を再構築したのだと考えられる。具体的には『漢法本内伝』の第一品及び第二品を第三品以降と分断

して他書を挟み込むように冒頭に配置している。そして第二品を編集して『漢統師』など多くの史書から引用するという形式を強調するのである。これにより『法王本記東流伝録』は「集」という形式のもと、その姿を擬装し、智昇は法禁に悖るといふ誹謗から免れたのである。

二つ目の理由としては、米田健志の『漢法本内伝』に関する卓見が参考になる。これは『漢法本内伝』の第三品(与道士比校度脱品)には道教に対して微温的な一面が見られるというものである。すなわち「『漢法本内伝』偽作者の態度は、道仏二教の融和政策の存在に配慮して、道教の完全なる否定、排斥を目指すことなく、あくまで仏教の相対的な優位を築いてゆこうとするものなのである」と述べ、ここには隋時代における道教教団に対する配慮が見えるのだとする。智昇は『続集古今仏道論衡』において、第三品の篇目のみを本文に記して、第四品、第五品も第三品に含ませ、『漢法本内伝』が大部であるかのような印象操作をおこなっているが、上記のような成立的背景を踏まえるならば、智昇には最も穏健な箇所を前面に出すことよって、道教に譲歩するという意図があったということにもなる。これは仏教教団および道教教団に対して、管理運用の方針を適用しようとする玄宗(六八五—七六二)の調和姿勢に配慮したものと考えられる。

以上のように智昇は道宣の意志を継ぐという「続集」とい

う名目のもと、『法王本記東流伝録』を翻案しながら、玄宗および道教教団を刺激することなく、巧妙に老子に先行する仏滅年代を強調したのである。

三 円照と『再修釈迦牟尼仏法王本記』一卷

楠山春樹は「法琳によって強力に主張された昭穆間在世説は、道宣、智昇らによってさらに推進せられ、やがて唐代のある時期に、それまでの莊匡間説に代わって通説となったものと思われる⁽⁶⁾」と述べている。付言するならば中央宗教界において一般化したものとは、法琳を淵源とし智昇が強調する永平年間（五八―七五）という仏教伝来時期をもって仏滅後千年とする歴史観である。この時点で法上説も同時に退けられて、以後の方向性が定まったと言える。

筆者は、楠山春樹の言う通説となった時期について、円照による『再修釈迦牟尼仏法王本記』一卷の入蔵録への上啓という公的事実をもってその期間と想定している。その傍証としては『漢法本内伝』と共に禁書の処分を被っていた『唐護法沙門法琳別伝』の解禁が挙げられる（『貞元釈教録』巻十九）。貞元年間には仏教優位の時代であり、それを反映する事象の一つが仏道交渉文献に関する禁書処置の緩和だったと考えられるのである。先に述べたように、『続集古今仏道論衡』は道教への配慮を周到に重ねて成立したものである。このような性

『念仏鏡』引用の「法王本記」（加藤）

質を有した本書は修訂の時期を迎えていたのである。なお『貞元釈教録』中に『漢法本内伝』への言及が皆無であるのは、『漢法本内伝』の禁書処置以降、「法王本記」を用いるのが当時の主流となっていたからだと思われる。

以上のような背景のもと、その姿を変容していた『法王本記東流伝録』は、『再修釈迦牟尼仏法王本記』一卷として復元、編集されるに至ったのだと考えられる。換言するならば、貞元年間という仏教優位の時代に至って、道教教団に憚ることなく『法王本記東流伝録』の所説は、『再修釈迦牟尼仏法王本記』一卷として公式化されたということになるであろう。

なおここで重要なのは「再修」だったという点である。当時、書名（『仏法東流伝』）、形態（『釈迦碑文』）が異なるものが流布しており、これら様々なテキストを統合する意図もあったと思われる。この事象は大暦、貞元年間の統合仏教思想事業の一環としても興味深く、このような時期に年代論争が定着したと捉えることは、一定の蓋然性があるだろう。

おわりに

以上、「法王本記」という典籍に関して考察をおこなった。その結果、仏道間の仏滅年代論争において大きな位置を占める文献であることが明らかとなった。とりわけ智昇は広く仏家に依用されていた『法王本記東流伝録』を翻案している。『念

『念仏鏡』引用の「法王本記」(加藤)

『念仏鏡』において、開元年間に活動した大行と「法王本記」が関連付けられているのも、このような智昇前後の現象において見るべきものなのだと思う。大行門弟の周辺で流伝していた「法王本記」とは、『法王本記東流伝録』に類するテキストであった可能性は極めて高いだろう。そうすると大行周辺においては、本書の年代計算が基軸となっていたことになる。これを『念仏鏡』の仏滅年代論と照合すると、天宝年間(七四二―七五五)という年代が導き出される。『念仏鏡』の撰述年代については、今後も精査する必要があるが、本書に開元年間の雰囲気の色濃く見られ、更には安史の乱以降の思想状況が見出せないという事象からも、天宝年間末(―七五五)までの成立であるのは確実なところだと思われる。

- 1 拙稿「二〇一五」一六四―一六六頁。
- 2 吉岡義豊「一九五五」。大淵忍爾「一九六〇」。米田健志「二〇〇七」。
- 3 米田健志「二〇〇七」一二四頁。
- 4 大淵忍爾「一九六〇」八八頁。
- 5 米田健志「二〇〇七」一三四頁。
- 6 楠山春樹「一九八五」六七七―六七八頁。

〈二次文献〉

『法王本記東流伝録』(黄永武編『敦煌宝蔵』第一二八冊、新文豊出版公司、一九八五)

『開元釈教録』(大正五五)

『念仏鏡』(大正四七)

〈二次文献〉

吉岡義豊「漢法本内伝成立考」(『智山学報』第三輯、一九五五、

五三―七九頁)

大淵忍爾「敦煌本仏道論衡書考」(『岡山大学法文学部学術紀要』第

一三号、一九六〇、八五―九六頁)

楠山春樹「中国仏教における釈迦生滅の年代」(『平川彰博士古稀記念論集 仏教思想の諸問題』春秋社、一九八五、六六五―六七八頁)

米田健志「敦煌本『続集古今仏道論衡』と『漢法本内伝』の偽作とについて」(『敦煌写本研究年報』創刊号、二〇〇七、一一九―一三五頁)

加藤弘孝「『念仏鏡』と大行の活動年代」(『浄土宗学研究』第四一
号、二〇一五、一六四―一六六頁)

〈キーワード〉 法琳、智昇、『漢法本内伝』、昭穆間在世説

(知恩院浄土宗学研究所研究助手・博士(文学))